

## 第 5 1 号議案

豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について

豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例（平成 2 6 年豊川市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 2 条第 4 項を次のように改める。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しな  
いこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たっ  
て、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3  
歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事  
業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認  
定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要  
な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施  
設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除  
く。）。

第 4 2 条第 5 項中「前項の」を「前項第 2 号に該当する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、一定の特定地域型保育事業者について、連携施設の確保に係る基準を緩和する必要があるからである。